

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結し、適切な管理に努めている。

評価実施機関名

福岡県中間市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る事務
②事務の概要	中間市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を取り扱う。具体的な事務内容は以下のとおりとする。 ①予防接種対象者の選定に関する事務 ②予防接種実施の登録に関する事務(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③予防接種履歴の照会に関する事務 ④転入者・予診票紛失者等への予診票の交付に関する事務 ⑤予防接種に起因する健康被害に対する給付等の事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理(母子情報)ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67の2
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第7号 別表第二の115の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第59条の2 ＜情報提供の根拠＞ ・番号法 第19条第7号 別表第二の115の2項 ・主務省令 第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健やか育成課
②所属長の役職名	健やか育成課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健やか育成課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目36番16号 電話番号:093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 健やか育成課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目36番10号 電話番号:093-245-8717
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健やか育成課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目36番16号 電話番号:093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 健やか育成課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目36番10号 電話番号:093-245-8717
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)による、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の発効・失効をはじめとした管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月8日	I-3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第67の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の第14及び第126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2		
令和6年7月8日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の115の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下「主務省令」という。）第59条の2 <情報提供の根拠> ・番号法 第19条第7号 別表第二の115の2項 ・主務省令 第59条の2	<情報照会及び提供の根拠> ・番号法第19条第8号 ・別表の第14及び第126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2		
令和6年7月8日	I-5-①部署	保健福祉部 健康増進課	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課	事後	機構改編による変更
令和6年7月8日	I-5-②部署所属長の役職名	健康増進課長	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健康増進課長 【子どもの予防接種に関すること】 こども未来課長	事後	機構改編による変更
令和6年7月8日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部 健康増進課 健康係（保健センター） 〒809-0014 福岡県中間市蓮花寺三丁目1番6号 電話番号：093-246-1611	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号：093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号：093-245-8717	事後	機構改編及び移転による変更
令和6年7月8日	I-8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	保健福祉部 健康増進課 健康係（保健センター） 〒809-0014 福岡県中間市蓮花寺三丁目1番6号 電話番号：093-246-1611	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号：093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号：093-245-8717	事後	機構改編及び移転による変更
令和7年4月1日	I-2特定個人情報ファイル名	健康管理（母子情報）ファイル	健康管理（母子情報、予防接種情報）ファイル	事後	
令和7年4月1日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月21日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月21日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業 Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目の追加	事後	
令和7年4月1日	I-5-①部署	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課	健やか育成課	事前	機構の改編に伴う変更
令和7年4月1日	I-5-②部署所属長の役職名	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健康増進課長 【子どもの予防接種に関すること】 こども未来課長	健やか育成課長	事前	機構の改編に伴う変更
令和7年4月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号：093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号：093-245-8717	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健やか育成課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号：093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 健やか育成課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号：093-245-8717	事前	機構の改編に伴う変更
令和7年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号：093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号：093-245-8717	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健やか育成課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号：093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 健やか育成課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号：093-245-8717	事前	機構の改編に伴う変更